

手数料	道路使用許可申請 (1号許可)
	手数料額 2,500円

手数料	道路使用許可申請 (2・3・4号許可)
	手数料額 2,000円

別記様式第六（第十条関係）

<h2>道路使用許可申請書</h2>			
大阪府		警察署長 殿	
		年 月 日	
		住所	
		申請者	
		氏名	
		⑩	
		(電話)	
道路使用の目的			
場所又は区間			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで (各日 午前・午後 時から 午前・午後 時まで)		
方法又は形態			
添付書類			
現場	住所		
責任者	氏名	電話	
第 号			
<h2>道路使用許可証</h2>			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件	別紙のとおり。		
年 月 日			
大阪府		警察署長 ⑩	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(教示事項)
この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

記載例

⑪

⑫ 領収印字

手数料	道路使用許可申請 (1号許可)
	手数料額 2,500円
2030493021013	

手数料	道路使用許可申請 (2・3・4号許可)
	手数料額 2,000円
2030493021020	

別記様式第六（第十条関係）

<h2>道路使用許可申請書</h2>	
① ○○○○年○○月○○日	
大阪府 ② ○ ○ ○ 警察署長 殿	
住所	○○市○○町○丁目○番○号
③ 申請者	株式会社○○工務店
氏名	社長 甲 野 太 郎 ④
(電話)	○○-○○○○-○○○○
道路使用の目的	④ ○○地区下水道管理設工事
場所又は区間	⑤ ○○市○○町○丁目○番○号から○○市○○町○丁目○番○号まで
期 間	⑥ ○○○○年○○月○○日○時から○○○○年○○月○○日○○時まで (各日 午前・午後 ○○時から 午前・午後 ○○時まで)
方法又は形態	⑦ 例1 ○○工法による下水道管理設工事 例2 別紙「道路使用の場所及び付近見取図」のとおり
添 付 書 類	⑧ 「道路使用の場所及び付近見取図」「交通整理員配置図」
現 場	住 所 ⑨ ○○市○○町○○丁目○番○号
責任者	氏 名 乙 野 次 郎 電話 ○○-○○○○-○○○○
第 号 ⑩	
<h2>道路使用許可証</h2>	
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。	
条 件	別紙のとおり。
年 月 日	
大阪府 警察署長 ④	

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができる。
3 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
4 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(教示事項)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪府公安委員会に対して、審査請求をすることができます。また、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は、大阪府公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。
なお、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

道路使用許可申請書の記載要領及び注意事項

- ① 申請年月日
申請日を記載します。
- ② 申請書の提出先
道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署名を記載します。なお、使用する道路が大阪府下の2以上の警察署の管内にわたる場合は、場所を管轄するいずれかの警察署となります。
- ③ 申請者
申請者が会社や団体の場合は、許可の対象となる代表者の指名、会社等の名称、所在地を記載して押印します。
- ④ 道路使用の目的
道路使用の目的を具体的に記載します。
例：水道管理設工事、通信ケーブル設置工事、〇〇マラソン、〇〇パレード、〇〇配布等
- ⑤ 場所又は区間
実際に使用する道路の場所又は区間等の番地名及び路線名を正しく記載します。
なお、必要により、添付図面で範囲を明らかにします。
- ⑥ 期間
実際に道路使用が必要な最小限の期間を記載します。
具体的は一日の作業時間等を括弧（ ）で記載します。
例：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日午後〇〇時まで
（各日 午前・午後 〇〇時から 午前・午後 〇〇時まで）
- ⑦ 方法又は形態
具体的な道路使用の方法、使用に必要な長さ、幅、面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等について必要な事項を記載します。
例：開削工法による水道管理設工事、参加者50人のパレード
なお、書ききれない場合は別紙に記載して添付します。申請書には、「別紙のとおり」等と記載します。
- ⑧ 添付書類
道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載してください。
例：道路使用の場所及び添付見取図
：工作物設置の場合は仕様書
：他の官公庁の許可または関係者の同意を要するものは、それを証明する書類
：その他、工程図、保安対策図、行催事実施計画書、交通整理員配置図、看板等配置図等
- ⑨ 現場責任者
実際に、道路使用の現場全体を管理する人を記載します。
電話欄には、固定電話の他に、現場での連絡を考慮して携帯電話の番号も記載することが望ましいでしょう。
- ⑩ 道路使用許可証
ここは警察署記載欄ですので、申請者は記載しないでください。
- ⑪ 手数料（バーコード）
会計課窓口においてバーコードを読み取りしますので、バーコード部分を汚したり、折り曲げたり、記載等しないでください。
手数料の金額は、工事及び作業は2,500円、その他は2,000円となりますので、会計課窓口にて現金収納してください。
大阪府警のホームページに掲載している申請書（PDF）を印字し、これを複数回コピーしたり、印刷したプリンターの状況等によって、バーコードを読み取れないという不具合が生じた場合は、改めて提出をお願いすることがあります。
- ⑫ 領収印字
会計課窓口において手数料を収納すれば、警察署名や日付等を印字しますので、こちらには何も記載しないでください。